

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回薩摩川内警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月13日（水曜日）午後1時55分～午後3時30分
会 議 場 所	薩摩川内警察署3階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 12人 2 警察署 署長以下 10人

（会議の概要）

- 1 開式のことば
- 2 会長挨拶
- 3 署長挨拶
- 4 協議

(1) 管内の治安情勢と業務推進状況について

(2) 委員からの意見・要望

- 特殊詐欺や闇バイトが頻繁に発生しているが、鹿児島県内でも発生しているか。
- 狙われている人の特徴があれば教えてほしい。

（回答）

- ・ 現在のところ、鹿児島県内において、同様の強盗事件は確認されておりませんが、昨年12月、薩摩川内市内でうそ電話詐欺の被害現金の受渡しが行われました。この事件については、新聞報道もされておりますが、20代の男と10代の少年が、だました被害者から現金を受け取ろうと、わざわざ東京からやってきました。彼らは、見ず知らずの指示役から、言われるがまま、指示された場所に行き、犯行を繰り返しております。今後、「いつ、どこで発生するか。」分かりませんので、警戒を強化していきます。

・ 例えば、

一人暮らしで午前中は留守にしている。  
現金はタンスの中に保管している。  
銀行に1,000万、郵便局に1,000万ずつ分けて貯金している。  
週末に一人娘が孫を連れて毎週来ている。

などと相手に情報を与えてしまうと狙われやすくなります。

警察が犯人グループを検挙した際、大量の電話リスト等を押収したりする場合がありますが、このようなとき、この電話リストに載っていた電話番号は、警察庁から各県の警察に情報提供されます。

鹿児島県警察では、リストに載っていた電話番号の方に対して、注意喚起を促すために、はがきを送っております。

- 闇バイトで強盗を行うニュースを目にすることが増え、地域に不安が広がっている。

「都町で不審者が出て警察が来た。」という話もある。

（回答）

- ・ 不審者通報は頻繁に連絡を受け、現場臨場しており、その時々で適正に対応しています。

今のところ、闇バイトに関係する事案は発生しておりませんが、不審者等の事案があれば、御連絡をよろしくお願いいたします。

- 特殊詐欺事件が連日報道されており不安だ。

自動通話録音機の無償貸出し等をしているのであれば教えてほしい。

（回答）

- ・ 被害に遭った家には、うそ電話詐欺と同じように事前に電話があり、現金の在りかや金額、家族構成、留守の状況等を聞かれている場合があります。

ですので、見ず知らずの番号から掛かってきた電話や警察官等と名乗る者からの電話に対して、絶対に個人情報等を伝えないようにしてください。

また、業者を装い、自宅を訪問し、家の中を事前に確認することもあります。

全ての業者がそうであるとは限りませんが、突然訪問してきた見ず知らずの業者等を自宅に招き入れることは、やめましょう。

万が一の場合は、「110番するか。」、薩摩川内警察署に御連絡ください。

薩摩川内警察署では「うそ電話詐欺撃退装置」の貸出しを行っています。

- 警察署に10台、防犯協会に3台あります。  
貸出機関は一年間となっていますが、更新もできます。  
また、うそ電話詐欺被害防止を目的として、電機店等で優良防犯電話を購入すると、5,000円の購入補助金事業があります。  
この補助は、県内に住む方が対象です。  
予算に限りがありますので、購入を検討される方は事前に確認をしてください。
- 県道43号を久見崎方面に進行すると、倉浦排水樋門先で、企業から出てくる車とぶつかりそうになることがあるようである。  
何か良い対策はないか。  
(回答)  
・ 現場は、川内市街地と久見崎方面に抜ける県道43号線上であり、川とは反対方向に企業があり、企業の建物の東側が従業員駐車場となっております。  
現場の道路はカーブとなっており、薩摩川内市街地側から久見崎方向に進行する車からの見通しが悪くなります。  
駐車場から薩摩川内市街地方面への見通しが悪いことから、駐車場から道路に出る際は、駐車場の久見崎寄りの場所から道路に出るように企業側へ申し入れる方法があるかと思えます。  
住民等からの要望という形で、警察から企業に伝えることは可能ですので、よろしければ、伝達いたします。
- 県道340号沿いの旧道に、危ない交差点があるので、一時停止の標識を設置してほしい。  
(回答)  
・ 現場は、国道3号の小倉町交差点から北方向に県道湯之元佐野線を進行し、三叉路交差点を高城町方面に向けて進んだ先の、S字カーブの中央にある変形の四叉路交差点となっております。  
この道路は、令和4年に新設された場所となり、道路形状変更後の交通事故の発生はありません。  
現場は、一時停止規制は行われていないものの、交差する大きい道路には中央線が交差点内に入っており、優先関係は明白となっています。  
また、道路管理者により、湯田町側からの交差場所には、ドットライン及び停止指導演線が引かれております。  
以上のことから、現時点では「一時停止規制の必要性は低い。」と考えますが、湯田町方向から国道3号方向への見通しが悪い場所ですので、看板の設置を含む事故防止対策について、道路管理者に対して御要望の内容をお伝えいたします。
- 高齢者ドライバー対策について、真に対策が必要な人に限って危機意識を持っていない。  
良い対策はないか。  
(回答)  
・ まず、免許更新時の検査については、高齢者は別途実車指導等を含む2時間の講習受講が義務付けられているほか、平成29年には75歳以上の運転者に対する認知機能検査の実施、令和4年には一定の違反がある75歳以上の高齢者への【運転技能検査】の義務付けが行われるなど、検査強化に関する法改正が進んでおります。  
交通安全教育に関しましては、警察では、運転免許を保有していない高齢者を含め、あらゆる高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し自ら納得して安全な交通行動を実践することができるように運転シミュレーター等の教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。  
交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対しても、交通安全教育を受講した高齢者に対して「他の高齢者への口コミによる一口アドバイス」を依頼したり、高齢者クラブと連携するなどして、裾野を広げる活動を図っていきたくと考えております。
- 市役所前のT字交差点は、車道の信号はあるが、歩行者用の信号がないので危ない。  
(回答)  
・ 現場は、薩摩川内市役所南西角の信号交差点となります。  
委員御指摘のとおり、現在、歩行者用の信号機は設置されておられません。  
当署でも、同所については把握しており、必要性を認め信号機の設置を警察本部に上申しております。  
警察本部でも設置することが決定しております。  
設置時期について確認したところ、本年度中の設置を予定しているとのことですので、御不便をお掛けしますが、もうしばらくお待ちください。

5 閉式のことば

備考